

福山地区消防組合障がい者活躍推進計画

2025年（令和7年）4月

— 目次 —

第1	作成に当たって	1
1	作成趣旨	1
2	作成主体	1
3	活躍推進計画における重点課題	1
4	計画期間	2
5	周知・公表	2
第2	障がい者の活躍推進に向けた取組	2
1	活躍推進に向けた体制の整備	2
2	中途障がい者への職場復帰支援	2
3	人事管理	2
4	職場環境の整備	2
5	人事異動等における配慮	3
6	優先調達	3

第1 作成に当たって

1 作成趣旨

- 2019年（令和元年）6月の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「雇用促進法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「活躍推進計画」という。）」を作成することとされ、本消防組合においても2020年（令和2年）4月に障がい者活躍推進計画を作成しました。
- 本消防組合においては、採用職種が消防吏員のみであることから雇用に関する計画については対象となっていませんが、障がい者の活躍については、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」を目的としていることから、在職中に疾病・事故等で障がい者となった職員（以下「中途障がい者」という。）を含み、障がいのある全ての職員が活躍できるよう、本消防組合全体を挙げて取り組んでいくことが重要となります。
- 引き続き、本計画に基づいて、障がいのある職員を含めた全ての職員がお互いに人格と個性を尊重し、「つながり」「気に掛け合う」関係性への理解を深め、能力を有効に発揮し活躍できる職場づくりに向けて更なる取組を進めていきます。
- また、本計画は、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」の目標に位置付けられ、この3つの目標達成に向けて取組を進めていきます。

関連する目標



2 作成主体

- 雇用促進法の規定により任命権者ごとに活躍推進計画を作成することとなっていることから、本消防組合消防長が定める計画とします。

3 活躍推進計画における重点課題

- 中途障がい者については従前から個別に対応を行っているところですが、今後、中途障がい者となる者があった際に、適切な職場復帰及び継続的な就労が可能となるよう本計画において組織としての支援体制を確立するものです。

4 計画期間

- 2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間を計画期間とします。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 周知・公表

- 本計画は、グループウェアでの通知等により、全職員に対して周知するとともに、本消防組合のホームページへの掲載等適切な方法で公表します。

第2 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 活躍推進に向けた体制の整備

- 総務課次長（人事担当）において、障がいのある職員本人や職場で支援にあたる管理監督者等からの相談に応じるとともに、相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医とも連携を図ります。
- 障がい理解や適切な対応等について理解を深めるため、必要に応じた職場研修等を実施していきます。

2 中途障がい者への職場復帰支援

- 中途障がい者に対しては、雇用を継続することができるよう、休職期間等を十分に確保した上で、産業医とも連携しながら職員自身のペースで円滑に職場復帰できるよう配慮するとともに、職員の状態に応じた、研修やリハビリテーションの実施、職場環境の整備など必要な措置を講じ、中途障がい者が安心して職場復帰できる体制の構築を図っていきます。

3 人事管理

- 障がいのある職員に対し必要に応じた配慮を行えるよう、所属の管理監督者による面談や人事評価等（以下「所属の管理監督者による面談等」という。）及び総務課への相談等により、障がい者一人一人の障がい特性や能力、希望等について把握します。

4 職場環境の整備

- 障がい特性に配慮し、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、就労支援機器等の整備や利便性の向上に係る検討を行います。
- 所属の管理監督者による面談等を通じて、障がいのある職員一人一人の障がい特性や能力、希望等を把握し、職場としてどのような配慮が可能かを継続的に検討します。

5 人事異動等における配慮

- 障がいのある職員一人一人の障がい特性や能力、希望等を把握する中で、負担感の少ない業務の選定や通院への配慮など受入先職場の環境等を勘案し、適切なマッチングを図ります。

6 優先調達

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。